

(平成24年8月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	10 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 9 月に会社を退職した後、私の母親の勧めにより、国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、54 年 4 月頃に遡ってまとめて納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 9 月に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、54 年 4 月頃に遡ってまとめて納付したはずであると主張している。これについては、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日及び申立人の付加年金の加入申出日から、53 年 9 月と推認でき、申立人の主張する国民年金の加入手続時期とも一致しており、申立期間の保険料を納付することは可能であった。

また、申立期間は 7 か月と短期間であり、国民年金の加入手続を行ったにもかかわらず、当該期間の国民年金保険料を全く納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 63 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から同年 9 月まで  
② 昭和 63 年 4 月から同年 9 月まで

私は、20 歳を過ぎた昭和 63 年頃、区役所に勤めていた母親から、将来のことを考え国民年金に加入するよう勧められたので、区役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、母親が注意を払い、納付漏れの無いように納付してくれていた。

平成 2 年に、遡って国民年金保険料を納付した際に、社会保険事務所（当時）及び区役所の年金窓口の職員から、未納は無いとの回答を一緒に行った母親と共に聞いた記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年頃、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、その母親が納付してくれていたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者等の被保険者資格取得日から同年 6 月頃と推認でき、申立期間のほとんどは、当該加入手続時点で保険料を遡って納付することができる期間である。

また、申立人が所持する区役所から郵送されて来たとする通知「国民年金の納付書の発行について」には、申立期間である昭和 62 年度及び 63 年度の納付書の発行について記載されており、オンライン記録においても、平成元年 8 月に納付書発行の記録が確認できる上、実際、昭和 62 年 10 月から 63 年

3月までの保険料については、過年度納付していることが確認できることから、申立人は申立期間の保険料を前述の納付書で納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、国民年金への任意加入、付加年金への加入、保険料の前納及び口座振替による保険料納付を行っており、申立人の納付意識は高いものと認められ、それぞれ6か月と短期間である申立期間①及び②の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から同年6月まで

私は、平成2年4月に会社を退職したことを契機に、厚生年金保険から国民年金への切替手続をA区役所の出張所で行った。申立期間の国民年金保険料については、同年6月にB市に転居するまでは当該出張所で、また、B市に転居してからはB市役所の支所で納付書により毎月納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年4月に会社を退職したことを契機に、厚生年金保険から国民年金への切替手続をA区役所の出張所で行い、申立期間の国民年金保険料については、同年6月にB市に転居するまでは当該出張所で、また、B市に転居してからはB市役所の支所で毎月納付していたと主張している。これについては、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続及びA区からB市への住所変更手続をそれぞれ適切に行っていることが申立人の所持する年金手帳により確認できる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したとするA区役所の出張所及びB市役所の支所は当該期間当時実在し、保険料の収納業務を行っていたことが出張所及び支所への調査結果により確認できることから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は申立期間後の国民年金加入期間に未納はない上、当該期間は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から54年3月までの期間、55年4月から56年9月までの期間及び59年3月から61年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から54年3月まで  
② 昭和55年4月から56年9月まで  
③ 昭和59年3月から61年4月まで

私は、20歳になったときに、私の父親の勧めにより区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私又は父親が、納付書により区役所又は市役所で納付していた。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったときに、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立人又はその父親が、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年10月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、その時点において、申立期間①の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間①中に数回転居したと述べているが、申立人の所持する年金手帳からは、当該期間中に住所の変更手続が行われた形跡はうかがえない。

さらに、申立期間②の国民年金被保険者資格喪失の記録及び申立期間③の被保険者資格取得の記録は、平成5年2月に追加されていることがオンライン

ン記録により確認でき、申立人の所持する年金手帳においても、当該期間に係る当該手続が行われていた形跡は無いことから、申立人が当該期間に係る手続を適切に行っていたとは考え難い。

加えて、申立期間①、②及び③は、合計 110 か月に及び、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることは考え難い。

その上、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から 62 年 3 月まで

私の妻は、昭和 57 年 5 月に、会社を退職したことを契機に、区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料についても妻が、夫婦二人分の保険料を金融機関で毎月一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、昭和 57 年 5 月に区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても妻が、夫婦二人分の保険料を金融機関で毎月一緒に納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその妻は、保険料の納付金額等についての記憶が明確ではないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 11 月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、その時点において、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、当該期間当初から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出される事情は見当たらず、その形跡もない。

さらに、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその妻についても、申立期間の保険料が未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 6819

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 5 月に、会社を退職したことを契機に、区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、夫婦二人分の保険料を金融機関で毎月一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 5 月に区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、夫婦二人分の保険料を金融機関で毎月一緒に納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付金額等についての記憶が明確ではないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金保険料の納付サイクルについて、申立人が申立期間当時居住していた区では昭和 61 年 4 月から毎月となったことが、区への調査結果により確認できることから、申立人の主張と当時の保険料の納付サイクルには相違がみられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 11 月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、その時点において、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は当該期間当初から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出される事情は見当たらず、その形跡もない。

加えて、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫についても、申立期間の保険料が未納となっている。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から平成4年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から平成4年6月まで

私は、私の父親が行っていた自営業を昭和51年頃に引き継いだ。その頃は国民年金に加入していなかった。平成に入ってから、私の母親が私の国民年金の加入手続きを行い、土地を売却した代金で申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付してくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付してくれたはずであると主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続き及び当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したとするその母親は、「申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付について覚えていない。」と述べていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続きが行われた時期は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金第3号被保険者の該当届出の処理日から、平成7年4月から同年9月までの間と推認でき、加入手続きが行われた時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、当該期間当初から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出される事情は無く、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から7年3月まで

私の母親は、私がか会社を退職した後、私の国民年金の加入手続を市役所で行い、加入手続後の国民年金保険料については、その母親が納付していた。平成4年10月以降は多忙により納付できない期間であったが、5年4月に私の夫が、当時未納であった4年10月から5年3月までの保険料を遡って納付してくれた。その後の保険料は、私の夫が夫婦二人分を毎月納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、その母親が納付し、平成4年10月から5年3月までの期間については、申立人の夫が遡って納付し、その後の期間については毎月その夫が納付してくれていたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその夫は、申立期間の保険料の納付金額及び納付場所についての記憶が明確ではないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、i) 申立人の国民年金保険料を納付していたとするその夫については、申立期間のうち、平成4年10月から5年3月までの保険料が未納となっている上、オンライン記録によると、自身の平成5年度の保険料を6年1月及び同年3月に納付し、同年4月以降は毎月納期限までに納付していること、ii) 一方、申立人については、保険料が納付済みとなっている7年4月以降の納付日で、その夫と同様に納期限までに保険料を納付しているのは、8年

4月及び同年5月と同年8月以降の各月となっていること、iii) また、夫婦二人の保険料の納付日が一緒となっているのは、同年8月以降の各月となっていることが確認できることから、その夫が5年4月以降の申立人の保険料と一緒に毎月納付していたとする申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の夫の国民年金の加入手続が行われた時期は、その夫の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第3号被保険者の該当届出処理日から、平成5年12月又は6年1月と推認でき、その時点で、申立期間のうち、4年10月から5年3月までの申立人の国民年金保険料を納付するためには過年度納付によらなければならないが、その夫は過年度納付についての具体的な主張が無く、その夫が自身は国民年金に加入していない時期に申立人の保険料のみを納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月、58年4月から同年7月までの期間、同年11月、59年4月から同年5月までの期間、同年7月、同年9月、60年1月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年3月  
② 昭和58年4月から同年7月まで  
③ 昭和58年11月  
④ 昭和59年4月から同年5月まで  
⑤ 昭和59年7月  
⑥ 昭和59年9月  
⑦ 昭和60年1月  
⑧ 昭和60年9月

私は、私の夫が昭和54年7月に会社を退職したことを契機に、区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。申立期間①から⑧までの国民年金保険料については、私又は夫が、夫婦二人分の保険料を集金人に一緒に納付していた。

申立期間①から⑧までの国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年7月に区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、申立期間①から⑧までの国民年金保険料については、申立人又はその夫が、夫婦二人分の保険料を集金人に一緒に納付していたと主張しているが、申立人は、当該期間の保険料の納付金額等についての記憶が明確ではないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①から⑧までの国民年金保険料を一緒に納付していたとす

る申立人の夫についても、当該期間の保険料が未納となっていることが夫の特殊台帳、国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料収納一覧表により確認できる。

さらに、申立期間は8回に及ぶ上、全ての申立期間は近接しており、これだけの回数の事務処理を行政機関が続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①から⑧までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月から9年2月までの期間及び10年4月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年10月から9年2月まで  
② 平成10年4月から11年3月まで

役所から、「20歳になったので（国民年金）保険料を払ってください。」という通知が来て、父親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。加入手続後、私の学生時代の国民年金保険料は、両親が自宅近くの金融機関で、また、父親が勤務先近くの郵便局又は銀行で、何箇所分かまとめて納付してくれていた。

私は、両親が、私たち兄弟の学生時代の国民年金保険料を未納が無いように納付してくれており、兄も妹も学生時代の保険料が全て納付済みであるにもかかわらず、私だけ学生時代である申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続並びに申立期間①及び②の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い当該期間の保険料を納付したとするその両親は、加入手続を行った時期や年金手帳について憶えていない上、保険料の納付時期、納付回数及び納付金額に関する具体的な記憶が無く、国民年金の加入状況及び当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は平成11年3月30日に初めて付番され、申立人は、当該基礎年金番号で、20歳に達した8年\*月\*日に遡って国民年金第1号被保険者資格を取得していることが確認でき、同付番日時点においては、申立期間①の

ほとんどは、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。また、当該期間の保険料を、申立人に付番された基礎年金番号によらずに納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立期間②は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることから、同期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 59 年 9 月までの期間及び 60 年 7 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 59 年 9 月まで  
② 昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 55 年\*月に、私の母親が、区役所で私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料についても、母親が、私の両親の分と一緒に毎月集金人に納付していた。

国民年金保険料と一緒に納付していた両親の申立期間①及び②の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間①のうち、昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの保険料が未加入による未納とされ、申立期間①のうち、同年 4 月から 59 年 9 月までの期間及び申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年\*月にその母親が、区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料についても、母親が、申立人の両親の分と一緒に集金人に納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の保険料を納付していたとするその母親は、国民年金の加入手続及び保険料の納付金額についての記憶が明確ではないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 61 年 11 月と推認でき、その時点において、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は

当該期間当初から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、その形跡もない。

さらに、申立期間①及び②の間である昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料は、過年度納付により納付され、また、同年 4 月から同年 6 月までの保険料は、充当により納付済みとなっていることがオンライン記録により確認できることから、申立人の母親が、加入手続後の保険料を毎月集金人に納付していたとする申立人の主張と一致しない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から63年12月まで

私は、成人式で国民年金に関する書類を見たことを契機に、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、納付金額の記憶は無いが、独身時代は私が、結婚後は妻が、毎月、金融機関に保険料を納付していた。なお、私は、申立期間は会社に勤務していたが、同社が社会保険に加入していなかったため、自分で国民年金に加入していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「成人式で国民年金に関する書類を見たことを契機に、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、納付金額の記憶は無いが、独身時代は私が、結婚後は妻が、毎月、金融機関に保険料を納付していた。」と主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された新規に資格を取得した被保険者の免除申請日から、平成6年6月から同年8月までの間と推認でき、国民年金の加入手続時期について、申立人の主張と一致しない。

また、推認される加入手続時点では、申立期間は時効により納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は12年11か月に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤るとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から平成元年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から平成元年 12 月まで

私は、昭和 57 年の何月頃かは分からないが、夫の父親に勧められたため、夫婦二人分の国民年金の加入手続を区役所で行ったと思っていたが、重複のため取り消された私の国民年金手帳記号番号が 55 年頃に払い出されているのならば、同年頃に私の国民年金の加入手続だけを行ったのかも知れない。

申立期間の国民年金保険料については、当初、昭和 57 年頃に、遡って払える期間が 2 年前までということを知り、私が当該期間の夫婦二人分の保険料を納付書により遡って銀行で納付したと思っていたが、その後、保険料を遡って払ったのは、夫の分だけであったのではないかと思直している。つまり、私は 55 年の加入手続後、57 年に夫が加入するまで、保険料額や納付月数は憶<sup>おぼ</sup>えていないが、自分の保険料のみを納付書により納付していたのだと思う。また、平成 4 年に遡って保険料を納付した記録があるということだが、私は遡って過去 2 年分の保険料を納付したことはない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の現在の国民年金手帳記号番号については、平成 4 年 2 月に払い出されたものであるが、申立人には昭和 55 年 8 月に別の手帳記号番号が払い出され、その後、平成 4 年 4 月に取り消されていることが申立人の居住する区の国民年金被保険者名簿等により確認できるところ、申立人は、i) 当初、昭和 57 年頃に夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、夫の分と併せて 2 年分の国民年金保険料を遡って納付したと主張していたが、ii) その後、55 年に払い出された別の手帳記号番号があることを知ると、同年に加入手続を行っ

たが、しばらく保険料は納付せず、57年頃に夫婦二人分の保険料を遡って納付したと主張し、iii) さらに、自らの保険料は、加入手続後から定期的に納付し、遡って納付したのは夫の保険料のみであると主張するなど、その主張が変遷しており、申立人の加入手続の状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立人は平成2年1月から4年1月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、変更後の申立人の主張である、申立期間の保険料は加入手続後から定期的に納付しており、遡って保険料を納付したことはないとの主張と相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。